



横浜事務所 〒221-0056
横浜市神奈川区金港町 6-3 横浜金港町ビル 3 階
TEL 045-442-0851 FAX 045-453-2851

赤坂事務所 〒107-0052
東京都港区赤坂 2-23-1 アークヒルズ フロントタワー RoP701 号室
TEL 03-6435-5255 FAX 03-6435-5256

飲食費の50%が損金算入に！

平成26年税制改正において、交際費のうち飲食費の50%が損金算入できる予定となります。この制度で注意していただきたい点として3点あります。

1点目は、対象となる飲食費の範囲です。この飲食費は、現行の5,000円基準における飲食費の範囲と同様となる予定です。そのため、飲食費の範囲から除かれるのが、ゴルフ場での飲食代です。ゴルフプレー代とゴルフ場での飲食費を分けて、別々に領収書をもらえば飲食費部分は50%損金算入できるのではないかとするのは難しそうです。これは、ゴルフ場での飲食は、主目的であるゴルフに付随しているため、一連の行為の一つと考えられ、付随である飲食はゴルフという行為に吸収されるという考え方からなっています。同様に、観劇や旅行に付随して飲食が行われる場合も同じ扱いとなります。それならば、ゴルフ場でいったん解散して、一部のメンバーで別の会場で飲食をした場合はどうでしょうか。これは、ゴルフという一連の行為とは別と判断されれば、飲食費として50%損金算入が適用できます。また、自社の従業員や役員同士の飲食費は社内飲食費となり対象外となります。その一方、同じ企業グループに属する関係会社の社員との飲食の場合は50%損金算入が適用できます。税法では、会社が異なれば社外と判断するため、このような取り扱いとなります。

2点目は、この制度の適用時期です。適用は平成26年4月1日以降開始事業年度からとなります。4月1日以降の支払ではなく、事業年度で判断されますので、3月決算法人以外の法人はお気を付けてください。

3点目は、中小法人にとってこの制度は選択制ということです。中小法人は現在800万円以下の交際費は非課税となっています。今度の改正では、①現行の800万円以下交際費非課税か、②飲食費50%損金算入のどちらかを選ぶことになっています。そのため、2重に適用したり、不利なほうを適用したりしないように、社内で検討して気を付けていただきたいと思います。

飲食費の50%損金算入制度によって景気を押し上げる効果が出ればいいのですが。

「いまさらだけど私、決算書がよくわかりません・・・」という方に（その1）

先日、旧知の友人でもありクライアントの一人でもある社長から、上記の言葉を頂戴しました。

さらに「簿記を習いに行ったほうがいい？」とも。彼が経理担当なら迷わず“YES”ですが、経営者となると話は別です。帳簿を記入するための「簿記」では、経営者には遠回りです。要は出来上がった試算表なり決算書と呼ばれる代物が何を表していて、どこに問題があるか読み取ればいわけです。そこで今回から何回かにわけて決算書（≒財務諸表）の主要な3種類の呼称と機能をご紹介します。何回続くかは皆様のお声しだいですが（汗）

- ① 貸借対照表（たいしゃくたいしょうひょう） 英語でバランスシートと呼ぶことからBS（ピーエス）とも呼ばれます。写真のように期末日の一時点の姿を映しますので「スナップショット」という表現もあります。左側に「資産」、右側に「負債と純資産」を配置していますが、要するに左側には企業が「何を持って事業を行っているか」、右側には資産を保有するために「資金をどのように集めているか」が記載されています。公表決算書では左右の振り分けを上下に変更し、上段を資産、下段を負債と純資産に分けているものもあります。資産は通常、決算日から1年以内に現金や費用などに変化していく流動資産と1年以上たってから変化する固定資産に分けられます。つまり、貸借対照表の資産は上から現金化しやすい順に並んでいるわけですから、流動資産、とりわけ現金預金や有価証券が多く、下にある固定資産が少ないと一般に安全性は高いと言えます。固定資産、負債、純資産と安全性指標などは次回以降をお楽しみに・・・